

Q

ごみ集積所の設置 及び管理について

出雲敏太郎 議員



A 集合住宅には集積所設置の指導をしていく



ごみ集積所

問 ごみ集積所が未設置の集合住宅について、設置の指導は。

答 6戸以上の独立した住居からなる集合住宅を新たに建築する場合には、ごみ集積場所を確保させることとしている。また、既存の集合住宅についても、自治会などトラブルが発生した場合には、集合住宅の管理者にごみ集積所の設置をお願いしたいと考えている。

問 自治会に加入しなければ自治会管理のごみ集積所を使わせないとの意見が一部で存在する。市の見解は。

答 自治会未加入者にごみ集積所を使わせないことは、違法との判断が出ていた。ただし、自治会未加入者も、管理と環境美化のための応分の費用負担やごみ当番などの役務の提供はしなければならない

いと考えている。
問 外国人等に対する、ごみ出しマナーの周知は。

答 ごみと資源の分け方・出し方ガイドブックの英語版と中国語版を作成した。これらを外国人の転入手続きの際に配布するとともに、地域住民等から相談や要望があった際にも活用している。また、苦情があつた際には、直接の説明も行っている。

○その他質問 有害鳥獣等による被害を軽減するために

Q

「財政の見える化」は進展するか



五伝木隆幸 議員

A

A 日々仕訳方式を導入し、分かりやすい資料を公表する

答 「財政の見える化」は進展するか
日々仕訳方式を導入し、分かりやすい資料を公表する

問 統一的な基準による新しい地方公会計制度の導入目的は「財政の見える化」を進めることで、住民の信頼に応え得る自治体経営を推進することであると考える。
答 どのように進めているのか。
財務書類作成の基礎となる固定資産台帳の整備を27年度に行つた。28年度には財務会計システムの執行データを複式仕訳するための公会計システムを導入し、統一的な基準による財務書類の作成・

公表に向けた準備をしてきた。
今後のスケジュールは。

答 28年度と29年度の財務書類は期末一括方式で作成し、一般会計等を9月に、連結を3月に公表す

る予定である。また、日々仕訳方式に対応するため、30年度から予算科目を細分化する予定である。

問 新しい制度に対応するための人材育成は。

答 財務・会計部門や監査部門の職員が複式簿記や新地方公会計制度の外部研修を受講している。また、全管理職と一般職員向けに公会計制度の職員研修を実施した。

問 更なる「財政の見える化」への取組は。

答 統一的な基準で作成した財務書類の分析や類似団体との比較・検討を進め、できるだけ分かりやすい資料を公表していきたい。

